コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

TYK CORPORATION
最終更新日:2015年12月25日
東京窯業株式会社
代表取締役社長　牛込伸隆
問合せ先:0572-22-8151
証券コード:5363
http://www.tyk.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、株主、顧客、従業員、社会等のステーク・ホルダー各位の信頼をより高めていくため、効率的で透明性の高い経営体制を確立することをコーポレート・カバナンスの基本としております。また各種委員会等を設置し、企業倫理向上および法令遵守等のコンプライアンス強化にも努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

（原則4－8）
独立社外取締役の有効な活用
当社は、現在1名の独立社外取締役の選任となっておりますが、独立社外取締役の選任にあたっては、経験・知見を備えた当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することができる者が就任すべきと考えており、2名選任が必要かどうかを慎重に検討しております。

（原則4－11－3）
取締役会全体の実効性について分析、評価
取締役会の実効性についての分析・評価及び結果の開示は、評価方法も含めて今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

（原則1－4）
上場株式の政策保有に関する方針
当社の政策保有の株式について、今後も成長を続けていくために生産・開発・販売等の過程において、様々な企業との協力関係が必要と考えております。そのため、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に必要な場合に、政策保有株式として保有しております。また、リターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から、定期的に検証を行い、継続保有の是非を検討してまいります。

政策保有株式に係る議決権行使基準
議決権行使は、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、企業価値向上につながるかどうか等を中長期的な視点に立って判断を行います。

（原則1－7）
関連当事者間の取引
当社では、当社が役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないように、取締役会による検討、承認を行っております。その際には、法律および社内規程に則り取締役会で所定の手続きを行うようになっております。

（原則3－1）
経営理念（1）
当社グループは企業理念を制定しホームページにて公表しております。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針（2）
当社は、仕事を通じて世界に喜びと感謝の輪を広げるの社是のもと、先端技術へのチャレンジ、お客様へのひたむきな貢献という企業理念を実践し、社会的責任を果たすことで、社会から信頼を得て、長期安定的に企業価値を向上させることを経営の最重要課題としております。株主やお客様、取引先、地域社会、従業員などのステークホルダーとの良好な関係を築くことが重要と考えております。

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き（3）
当社の取締役の報酬については、月額報酬で構成されております。月額報酬ついては、各取締役の職位に基づき決定し、他社の動向および中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、決定しております。

取締役、監査役候補の選任と指名を行うに当たっての方針と手続き（4）（5）
取締役候補の指名におきましては、当社の掲げる目標を達成するために必要な知識・経験・能力等を備える候補者を指名することとしております。
また、監査役候補の指名におきましては、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様性等のバランスを考慮し、総合的に検討し、候補者を指名することとしております。
手続きについては、代表取締役が候補者案を作成の上、取締役会で候補者の指名を決議しております。

（原則4－1－1）
取締役会の役割・責務
当社は、取締役会規則において、法令で定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項等を取締役会の付議事項として定め、それ以外は経営陣へ委任して、委任範囲を明確にしております。経営陣幹部は取締役会で決定された経営方針等に基づいて事業を遂行しております。

（原則4－9）
独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、東京証券取引所の独立性基準を参考に、各分野での経験と見識に基づく視点から経営の監督とチェック機能を期待して独立社外取締役を選任しております。
社外取締役の独立性基準の概要については、本報告書の独立役員関係その他独立役員に関する事項に掲載しておりますので、ご参照ください。

（原則4－11－1）
取締役会の全体としての知識、経験、能力のバランスと多様性の考え方
取締役会は、活発な議論や意見交換が行われることが適切と考えており、取締役会全体の知識・経験・能力のバランスにも配慮しながら、当社の経営全体を見渡せる人材を取締役に登用するとの方針を採用しております。

（原則4－11－2）
社外取締役、社外監査役の兼務状況
取締役・監査役の兼職は、当社業務の職責を果たすに必要な時間・労力を確保するため、合理的な範囲に留めております。 また、取締役候補者および取締役の重要な兼職状況を、株主総会招集ご通知の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しております。

（原則4－14－2）
取締役、監査役に対するトレーニングの方針
取締役については、交流会へ参加等を通じて取締役として必要な知識の習得および役割と責務の理解促進に努めております。
監査役については、必要に応じ、社外講習会や交流会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役の役割と責務の理解促進に努めております。
また、講義形式の勉強会も随時実施しております。取締役および監査役がその役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。

（原則5－1）
株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取組み
株主との建設的な対話を促進するため個別の面談に加え、ホームページ、事業報告、株主総会招集ご通知等を通じて株主に対して積極的な情報提供を行っております。また、IR活動を含む情報開示に関する基本的な考え方や情報開示については、本報告書のIRに関する活動状況をご参照下さい。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JFEスチール株式会社	5,871,000	12.91
大同特殊鋼株式会社	5,225,000	11.48
株式会社みずほ銀行	2,216,000	4.87
株式会社十六銀行	2,164,000	4.75
株式会社大垣共立銀行	2,166,050	4.76
株式会社愛知銀行	1,850,000	4.06
株式会社日本製鋼所	1,350,000	2.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,250,000	2.74
株式会社山口銀行	1,099,610	2.41
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,000,696	2.20

支配株主(親会社を除く)の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 第一部

決算期　3 月

業種　ガラス・土石製品

直前事業年度末における(連結)従業員数　500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高　100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
嶋尾正	他の会社の出身者							○				
古川元久	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
嶋尾正		嶋尾正氏は、鉄鋼業界における豊富な知識・経験を有していることから社外取締役に選任しております。同氏は当社の株主である大同特殊鋼株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社とは、耐火物製品等を同社の子会社である大同興業株 式会社を通じて販売している関係にありま す。専門的な知見から客観的かつ適切な監督ができるため	専門的な知見から客観的かつ適切な監督また監査の役割ができるため
古川元久	○	古川元久氏は、大臣ならびに政府の政策担当分野での経験・知識等を当社の経営に活かして頂き、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。	利害関係がなく、専門的な知見から客観的かつ適切な監督また監査の役割ができるため

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は監査役会設置会社を採用しておりますが、社外取締役および監査役による監視機能を充実させている他、監査役が強い独立性と権限を有するこ
とにより、充分な経営監視機能を果たせているものと考えております。監査役は当社および当社グループの業務執行各方面における適法性、妥

当性の監査を行っております。また監査役監査および会計監査との間で随時連携を行っており、会計監査に係わる情報は名古屋監査法人より提供を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新貝元	他の会社の出身者							○						
武田幹治	他の会社の出身者							△						
藤原義之	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新貝元		新貝元一氏は、鉄鋼業界における豊富な知識・経験を有していることから社外監査役に選任しております。同氏は当社の株主である大同特殊鋼株式会社の代表取締役副社長であります。当社と同社の関係につきましては上記の通りであります。客観的なかつ適切な監査ができるため	客観的かつ適切な監査の役割ができるため
武田幹治		武田幹治氏は、鉄鋼業界における豊富な知 識・経験を有していることから社外監査役に選任しております。同氏は過去において JFEスチール株式会社の研究所の主席研究員であったことがあります。同氏との間には、人的関係および取引関係はありません。利害関係がなく、客観的かつ適切な監査ができるため	利害関係がなく、客観的かつ適切な監査の役割ができるため
藤原義之		藤原義之氏は、鉄鋼業界における豊富な知識・経験を有していることから社外監査役に選任しております。当社と同社の関係につきましては 上記の通りであります。客観的なかつ適切な監査ができるため	客観的かつ適切な監査の役割ができるため

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名

その他独立役員に関する事項

古川元久氏とは利害関係がなく、専門的な知見から客観的にかつ適切な監督または監査の役割ができるため

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の賞与については、業績を勘案して支給額に反映しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役および監査役のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。
各取締役の報酬額は取締役会にて一任された代表取締役が決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容※報酬額を開示している場合はその内容も含むこととします 。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役と社外監査役については管理本部が窓口になり、各種連絡・情報提供を行う体制をとっております。毎月１回開催される取締役会には、当月の議案等を事前配布しております。また、会社経営上の課題を適宜説明するとともに経営トップとの意見交換の場を設けております。監査役会においては、常勤監査役から非常勤社外監査役へ説明および意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
1. 当社は、監査役会設置会社となっております。
2. 現在の社外監査役の選任状況は、監査役4名のうち3名が社外監査役であります。監査　役会において監査方針と年間計画を策定し、常勤監査役は取締役会等重要な会議に出席　するとともに、重要な決裁書類の閲覧や業務及び財産の状況を調査し取締役の業務執行　状況を監視しております。また、会計監査人から監査方法及びその結果の報告を受ける　とともに、必要がある場合は、内部監査に関する結果の報告を受けております。
3. 取締役会は、毎月１回以上開催し、取締役会規則等に基づく、経営の基本方針や法令ま　たは、定款に定めるもののほか、経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執　行状況を監督しております。なお、社外取締役2名を　選任しております。内1名を独立社外取締役としております。
4. 取締役会は、毎月１回以上開催　し業務執行および計画等に対し多面的に審議しております。
5. 当社では社長、監査役、業務執行取締役と各部門の責任者で構成された会議を毎月開催　し業務の執行状況および進捗状況について報告しております。
また、子会社を含めた当社グループも同様の会議を開催し、当社グループ全体の業務執行に関して監督しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社の形態を採用しております。
また、社外取締役を選任することにより、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するとともに、経営への監視機能の強化及び、客観的、中立的な助言・提言等を行う体制を整えていることから現状の体制によって経営に対する監督が有効に機能しているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送 3週間前発送に心掛けております。
その他	株主総会招集ご通知を、当社Webサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトにおいて、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書等を掲載しております。	
その他	東京証券取引所における決算時のプレス説明を年2回実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主や投資家を始めとするあらゆるステークホルダーの皆様に当社をご理解のうえ適正な評価をいただくために、当社の重要な情報を公正かつ適時に開示することを基本方針とし、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に沿って情報開示を行います。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムは、当社で制定する規定群にその根拠を置いております。当社の規定は、基本規定、職制規定、人事関係規定および業務規定から成り、その遵守状況は内部監査室により検証しております。内部監査室は、監査役および会計監査人と相互に情報・意見交換を行うなど連携をとり、取締役会に報告をするなど内部監査業務の充実を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努める。
反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。
会社またはみずからの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。
反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

原方針では、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をされるために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業関する部価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上を目的としています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――